

差別をなくす強調月間

7月12日～8月11日

一人ひとりを大切に

私たちの周りでは、現在も同和問題やいじめ、インターネット上での人権侵害など、様々な人権問題が起きています。

一人ひとりの人権が尊重される、差別や偏見のない社会の実現のためには、人権問題を自分自身の問題として捉え、私たちが人権が尊重される社会を築き上げる担い手であることを認識し、その実現に主体的に取り組むことが必要です。

島根県では、県民一人ひとりの人権尊重の意識を高め、人権問題に対する理解と認識を深めるために、上記期間を「差別をなくす強調月間」とし、啓発活動を行っています。

せいじにん・せいてき しこう
性自認・性的指向

性的マイノリティであることを理由に
偏見を持ったり、差別したりしていま
せんか。

しょう
障がい

障がいがあることを理由に
偏見を持ったり差別をして
いませんか。

せいべつ
性別

「男だから」「女だから」と性別で
役割を決めつけていませんか。

めいしん
迷信

六曜や迷信、血液型など、
科学的根拠のないことに
とらわれていませんか。

じん けん
人権
Human Rights
ひとり じん けん
一人ひとりの人権が
その ちよう
尊重される
しゃ かい じつ げん め ざ
社会の実現を目指して

じんしゅ・みんぞく
人種・民族

お互いの文化や習慣を理解しようと
しないまま、避けたり、差別したり
していませんか。

しゅっしん ち
出身地

出身地や住んでいる場所で偏見を
持ったり差別したりしていませんか。

相談専用ダイヤル

【島根県人権啓発推進センター】 松江 (TEL:0852-22-7701)

【西部人権啓発推進センター】 浜田 (TEL:0855-29-5530)